

東京消防庁に寄せられた都民の声（令和5年7月分）

◆ 受付件数（速報値）と区分

相談	意見	要望	苦情	感謝	問合せ	情報	その他	合計
94	21	102	129	222	186	30	32	816

相談…消防に関する困りごとについて、判断の指針や助言を求めるもの

意見…消防行政施策等に対する賛否、感想、提案等

要望…消防に関する行政施策の実現を望むもの

苦情…施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの

感謝…消防行政施策等に対して感謝の意を表してきたもの

問合せ…知りたい内容を明示して尋ねるもの（施設所在地、手続き等）

情報…消防業務に関して提供された情報

◆ 寄せられた都民の声と対応事例

【YouTube東京消防庁公式チャンネル動画の使用について】

（都民の声）

社員教育として、「YouTube東京消防庁公式チャンネル」に公開されている応急手当の動画の使用を検討しております。アップロードされている動画ファイルをダウンロードして共有することは可能でしょうか。

（回答）

YouTube東京消防庁公式チャンネルの動画ファイルをダウンロードして共有することはできません。YouTube上で再生し、視聴していただきますようお願いいたします。

また、URLを共有する場合は、YouTube東京消防庁公式チャンネルへのリンクである旨を明記してください。

なお、東京消防庁公式アプリでも動画を視聴することができますので、是非、アプリをダウンロードしてご活用ください。

【YouTube東京消防庁公式チャンネル】

<https://www.youtube.com/channel/UCWRcJ3aBe2n6SIOJlt66jKA/playlists>

【東京消防庁公式アプリ】

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/inf/app/index.html>

【露店に関する届け出について】

(都民の声)

自治会で地域のお祭りの開催準備をしており、近隣の公園で焼きそばなどの屋台を出す予定です。来場予定は200名ほどですが、火気を使う際は消防署に申請が必要だと聞きました。どのような届出が必要なのでしょうか。

(回 答)

多くの方が集まる催しに際し、火気使用器具等を使用する露店等を開設しようとする場合は「消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書」を3日前までに管轄の消防署に届け出る必要があります。(東京都火災予防条例第60条)

まずは、管轄の消防署に開催を予定している催し物についてご相談していただきますようお願いいたします。

【消防活動に支障を及ぼすおそれのある行為の届出書】

https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/drs/ss_09/001.html